

第2四半期報告書

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

太陽誘電株式会社

(E01824)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
(1) 【株式の総数等】	11
【株式の総数】	11
【発行済株式】	11
(2) 【新株予約権等の状況】	12
(3) 【ライツプランの内容】	19
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	20
(5) 【大株主の状況】	20
(6) 【議決権の状況】	22
【発行済株式】	22
【自己株式等】	22
2 【株価の推移】	22
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
(1) 【四半期連結貸借対照表】	24
(2) 【四半期連結損益計算書】	26
【第2四半期連結累計期間】	26
【第2四半期連結会計期間】	27
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	28

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	29
【表示方法の変更】	29
【簡便な会計処理】	29
【追加情報】	29
【注記事項】	30
【事業の種類別セグメント情報】	32
【所在地別セグメント情報】	32
【海外売上高】	34
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第69期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	太陽誘電株式会社
【英訳名】	Taiyo Yuden Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神崎 芳郎
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 横田 年昭
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野6丁目16番20号
【電話番号】	03（3832）0101（代表）
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 横田 年昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第68期 第2四半期連結 累計期間	第69期 第2四半期連結 累計期間	第68期 第2四半期連結 会計期間	第69期 第2四半期連結 会計期間	第68期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	109,462	94,996	58,180	52,408	185,452
経常利益又は経常損失（ ）（百万円）	5,258	121	2,691	1,986	12,601
四半期純利益又は四半期（当期） 純損失（ ）（百万円）	1,649	1,420	745	1,047	14,332
純資産額（百万円）	-	-	163,719	135,365	139,435
総資産額（百万円）	-	-	277,159	230,130	225,451
1株当たり純資産額（円）	-	-	1,387.48	1,146.52	1,181.28
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期（当期）純損失 金額（ ）（円）	13.95	12.08	6.34	8.90	121.51
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額（円）	12.94	-	5.89	8.51	-
自己資本比率（％）	-	-	58.9	58.6	61.6
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	5,276	10,722	-	-	15,696
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	16,286	2,146	-	-	25,665
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	8,642	2,052	-	-	9,780
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	-	-	32,957	38,202	33,110
従業員数（人）	-	-	19,631	17,449	17,478

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．第68期潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び第69期第2四半期連結累計期間潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	17,449
---------	--------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,971
---------	-------

（注）1 従業員数は就業人員数であります。

2 臨時従業員の当第2四半期会計期間の平均雇用人員は、当該臨時従業員の総従業員数に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。なお、臨時従業員には派遣社員は含まれておりません。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	生産高（百万円）	前年同四半期比（％）
コンデンサ	24,998	10.1
フェライト及び応用製品	8,069	10.4
モジュール	7,998	19.3
記録製品	6,828	5.9
その他電子部品	3,175	16.1
合計	51,069	6.4

（注）1 金額は、当第2四半期連結会計期間の平均販売単価を用いております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	受注高（百万円）	前年同四半期比（％）	受注残高（百万円）	前年同四半期比（％）
コンデンサ	27,421	3.8	15,197	16.2
フェライト及び応用製品	8,227	7.2	4,341	4.9
モジュール	10,334	2.3	2,977	25.6
記録製品	6,546	10.1	448	60.1
その他電子部品	3,147	19.0	324	17.1
合計	55,677	2.4	23,288	0.6

（注） 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績を製品別に示すと、次のとおりであります。

製品別	販売高（百万円）	前年同四半期比（％）
コンデンサ	24,405	10.3
フェライト及び応用製品	8,092	11.3
モジュール	10,190	3.0
記録製品	6,585	9.9
その他電子部品	3,134	22.1
合計	52,408	9.9

（注）1 主要な販売先は、当該販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間の当社グループを取り巻く市場環境は、昨年秋以降のマクロ経済の急速な悪化に伴う大規模な在庫調整の一巡や各国政府が打ち出した経済対策の効果などにより回復基調となりました。その結果、前年同期との比較では、部品向けの受注は増加しましたが、民生、情報、通信機器の受注は減少しました。

このような状況下、当社グループは、4つの事業部門において以下のような取り組みを行いました。

コンデンサは、主力の積層商品群において生産性改善を主体とした原価低減の推進と、売上の拡大を目指した市場開拓強化などの体質強化に取り組んできました。フェライト及び応用製品は、デジタル機器の電源回路向けに巻線インダクタの販売拡大と安定供給に努めてきました。モジュールは、Bluetooth®モジュールや無線LANモジュールなどの商品力強化を加速、推進してきました。記録製品は、引き続き生産性改善、品質の強化などに取り組み、信頼性の高い商品の安定供給と更なるコスト低減に努めてきました。

当第2四半期連結会計期間の連結売上高は524億8百万円（前年同期比9.9%減）、営業利益は30億46百万円（前年同期比35.0%増）、経常利益は19億86百万円（前年同期比26.2%減）、四半期純利益は10億47百万円（前年同期比40.5%増）となりました。

当第2四半期連結会計期間における期中平均の為替レートは1米ドル95.34円と前年同期の平均為替レートである1米ドル107.70円と比べ12.36円の円高となりました。

製品別の売上高は次のとおりであります。

[コンデンサ]

積層セラミックコンデンサをはじめ、各種コンデンサが含まれます。

当第2四半期連結会計期間は、部品向けの売上が前年同期比で増加したものの、民生機器、情報機器、通信機器向けが減少したことにより、売上高は244億5百万円（前年同期比10.3%減）となりました。

[フェライト及び応用製品]

フェライトコア、その応用製品である各種インダクタが含まれます。

当第2四半期連結会計期間は、部品向けの売上が前年同期比で増加したものの、民生機器、情報機器、通信機器向けが減少したことにより、売上高は80億92百万円（前年同期比11.3%減）となりました。

[モジュール]

各種電源モジュール、高周波モジュールが含まれます。

当第2四半期連結会計期間は、前年同期と比較して液晶テレビ向けバックライト用インバータモジュールの売上が増加したものの、Bluetooth®モジュールや無線LANモジュールの売上が減少したことにより、売上高は101億90百万円（前年同期比3.0%減）となりました。

[記録製品]

CD-R、DVD-R/DVD+R、BD-Rが含まれます。

当第2四半期連結会計期間は、前年同期比でCD-R、DVD-R/DVD+Rの売上が減少したことにより、売上高は65億85百万円（前年同期比9.9%減）となりました。

[その他電子部品]

製品別区分に属さない製品と関係会社の事業が含まれます。

関係会社における実装事業が売上高の主なものであり、売上高は31億34百万円（前年同期比22.1%減）となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

所在地別セグメントの業績は、日本においては、売上高513億90百万円（前年同期比15.0%減）、営業利益14億95百万円（前年同期は営業損失3百万円）となりました。アジアにおいては、売上高507億24百万円（前年同期比9.7%減）、営業利益17億35百万円（前年同期比56.0%増）となりました。その他の地域においては、売上高55億56百万円（前年同期比22.3%減）、営業利益3億41百万円（前年同期比197.7%増）となりました。

(2) 財政状態の変動状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に対して46億78百万円増加しました。流動資産は127億98百万円増加しており、主な要因は、受取手形及び売掛金の増加123億12百万円であります。固定資産は81億19百万円減少しており、主な要因は、有形固定資産の減少88億12百万円であります。

負債は、87億49百万円増加しました。主な要因は、支払手形及び買掛金の増加103億49百万円、1年内返済予定の長期借入金の減少41億97百万円、長期借入金の増加39億45百万円であります。

純資産は、40億70百万円減少しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは33億90百万円の収入(前年同期比84.7%増)となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益10億65百万円、減価償却費58億96百万円、売上債権の増加89億81百万円、仕入債務の増加54億7百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは10億5百万円の収入(前年同期は59億9百万円の支出)となりました。主な要因は、定期預金の減少30億97百万円、固定資産の取得19億29百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは59億28百万円の支出(前年同期は32億51百万円の収入)となりました。主な要因は、短期借入金の純減少56億60百万円であります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末に対して26億81百万円減少し、382億2百万円となりました。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の当社グループにおける研究開発費は17億10百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をいただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠すべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成20年6月27日開催の第67期定時株主総会(以下、「第67期定時株主総会」といいます。))において株主の皆様のご承認を得て、「当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策(以下、「本プラン」といいます。))を導入いたしました。

本プランの内容

1. 本プランの対象となる当社株式等の買付

当社は、上記の会社支配に関する基本方針に照らし、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。))が行われる場合には、以下のとおり一定の合理的なルール(大規模買付ルール)に従っていただくこととし、これを遵守した場合及び遵守しなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。

2. 本プラン導入の目的

中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。

突然大規模買付行為がなされた時に、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営に参画した時の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討する上で重要な判断材料であります。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に、株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。

当社取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として本プランを導入することといたしました。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会を設置し、独立委員会規程を定めることといたしました。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役並びに社外有識者の中から選任します。

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付者が大規模買付ルールに基づき提出する情報が十分であるか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断を取締役会からの諮問に対して遅くとも取締役会評価期間（後記4.(3)に定義されています。）の期限の10日前（以下、「勧告期限」といいます。）までに取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は次のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び当社指定の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

(2) 大規模買付者からの本必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から取締役会に対して、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。

大規模買付者及びそのグループの詳細

大規模買付行為の目的、方法及び内容

大規模買付行為における買付価格の算定根拠

大規模買付行為における買付資金の裏付け

大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策

大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係わる利害関係者への対応方針

(3) 当社取締役会の本必要情報の評価、検討及び開示

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了したと判断して、情報提供完了通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を開示した後、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は最長90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為がなされた場合の対応

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による、意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当の実施による対抗措置を取ることがあります。

なお、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は取りません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、前記(1)で述べた対抗措置を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当するものと考えます。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合

会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

取締役会が、上記のように例外的に対抗措置の発動が必要と判断した場合は、独立委員会に対し十分な検討期間を設けた勧告期限を設定した上で発動の是非について諮問を行い、独立委員会は、勧告期限までに発動の是非について勧告を行うこととします。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し発動の是非について最終的な判断を行うものとします。

6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、平成20年6月27日開催の第67期定時株主総会において承認を戴き発効いたしました。

本プランの有効期間は2年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会終結時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

また、本プランの廃止は、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

7. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが株式会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない場合、大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合等、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い当社の社外取締役、社外監査役並びに社外有識者から構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 株主意思を重視するものであること

本プランは第67期定時株主総会における承認により発効しており、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

(6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、買収防衛策の発動を阻止できないもの）ではありません。また、第67期定時株主総会において、当社の取締役の任期は1年間へ変更いたしましたので、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	120,481,395	120,481,395	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 1,000株であり ます。
計	120,481,395	120,481,395	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権及び新株予約権付社債の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(a) 平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	8個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	8,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日～ 平成37年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成37年6月30日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成37年7月1日から平成37年7月31日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から3ヶ月間とする。

(3) 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

(b) 会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の決議日（平成18年 6 月29日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成21年 9 月30日）
新株予約権の数	17個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	17,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年 8 月24日 ~ 平成38年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 1,512.4円 資本組入額 757円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成38年 7 月23日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成38年 7 月24日から平成38年 8 月23日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

株主総会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成21年 9 月30日）
新株予約権の数	23個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	23,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成19年 6 月28日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成21年 9 月30日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月14日 ~ 平成39年 7 月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 2,762円 資本組入額 1,381円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成39年 6 月13日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成39年 6 月14日から平成39年 7 月13日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成20年 6 月27日）	
	第 2 四半期会計期間末現在 （平成21年 9 月30日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月15日 ~ 平成40年 7 月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 967円 資本組入額 484円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成40年 6 月14日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成40年 6 月15日から平成40年 7 月14日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3 ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1 個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

取締役会の決議日（平成21年 5月25日）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年 9月30日）
新株予約権の数	34個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	34,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	平成21年 6月10日～ 平成41年 6月 9日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額	発行価格 948円 資本組入額 474円
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1 新株予約権 1個につき目的となる株式数は、1,000株とする。

（注）2 当社が株式の分割または併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる 1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。

（注）3 (1) 新株予約権者は、当社の取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という）から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は以下の(ア)、(イ)、(ウ)に定める場合、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

(ア) 新株予約権者が平成41年 5月 9日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、平成41年 5月10日から平成41年 6月 9日までとする。

(イ) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から10日間とする。

(ウ) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、新株予約権者が死亡退任した日の翌日から 3ヶ月間とする。

(3) 新株予約権 1個当たりの一部行使はできない。

(4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

新株予約権付社債

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成19年4月27日発行）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成21年9月30日）
新株予約権の数	4,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	5,339,028株
新株予約権の行使時の払込金額	5,000,000円
新株予約権の行使期間	平成19年5月11日～ 平成26年4月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,746円 資本組入額 1,873円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）
新株予約権付社債の残高	20,000百万円

（注） 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

（1）組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ ）当該時点で適用のある法律上（当該法律に関する公的な又は司法上の解釈若しくは運用を斟酌するものとする。）、これを行うことが可能であり、（ ）そのための現実的な仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。

また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本(1)に記載の当社の努力義務は、組織再編等が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において承認された場合で、当該組織再編等の効力発生日（但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日）において承継会社等が日本の上場会社であることを当社は予想していない（理由の如何を問わない。）旨の証明書を当社が受託会社に対して交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（2）上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

（ ）新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

（ ）新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

()新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(イ)又は(ロ)に従う。なお、転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く。)をいう。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & \text{既発行} & + & \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額} & \\ & & & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & \\ \text{転換価額} & & \text{転換価額} & & \text{既発行株式数 + 新発行・処分株式数} & & \text{時価} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。）・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、一定限度を超える配当支払い、その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(イ)合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ロ)上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

()新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の払込金額と同額とする。

()新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(但し、株式移転又は新設分割の場合には、当該株式移転又は新設分割の効力発生日から14日以内の日)から、本新株予約権の行使期間の満了日となる2014年4月14日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。

()その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

()新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

()組織再編等が生じた場合の承継会社等による新株予約権の交付

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

()その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3)当社は、上記(1)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成21年 平成21年 7月1日 ~ 9月30日	-	120,481,395	-	23,557	-	41,450

(5) 【大株主の状況】

平成21年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	14,608	12.12
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	13,152	10.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	4,000	3.32
株式会社伊予銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	愛媛県松山市南堀端町1番地 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海 アイランドトリトンスクエアオフィスタワ ーZ棟)	3,000	2.49
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	2,900	2.40
資産管理サービス信託銀行株式会 社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	2,701	2.24
ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキ ュリティーズ(ジャパン)リミテ ッド(ビー・エヌ・ピー・パリバ 証券会社)	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー	2,450	2.03
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	2,380	1.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,967	1.63
財団法人佐藤交通遺児福祉基金	群馬県前橋市大手町1丁目1番1号	1,916	1.59
計	-	49,075	40.73

(注) 1 当社は自己株式2,861,486株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注) 2 野村證券株式会社及びその共同保有者から平成21年10月7日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
野村證券株式会社 他2社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	6,189	5.14

(注) 3 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行及びその共同保有者から平成21年 9月29日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成21年 9月17日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には株主名簿上の所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 他 4 社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 1 号	11,733	9.74

(注) 4 大和証券投資信託委託株式会社及びその共同保有者から平成21年 5月21日付で大量保有報告書の提出があり、平成21年 5月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社 他 1 社	東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目10番 5 号	6,190	5.14

(注) 5 住友信託銀行株式会社から平成21年 8月21日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成21年 8月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜 4 丁目 5 番33号	4,702	3.90

(注) 6 J Pモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者から平成21年 4月21日付で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成21年 4月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には株主名簿上の所有株式数を記載しております。なお、当該大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
J Pモルガン・アセット・マ ネジメント株式会社 他 3 社	東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 3 号 東京ビルディング	5,565	4.62

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年 9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,861,000	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 116,617,000	116,617	-
単元未満株式	普通株式 1,003,395	-	-
発行済株式総数	120,481,395	-	-
総株主の議決権	-	116,617	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式486株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年 9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 太陽誘電株式会社	東京都台東区上野 6丁目16番20号	2,861,000	-	2,861,000	2.37
計	-	2,861,000	-	2,861,000	2.37

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	848	998	1,076	1,298	1,343	1,125
最低 (円)	689	735	931	983	1,097	1,008

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	経営本部長兼資材本部長兼CSR・内部統制室担当	常務取締役	経営本部長兼CSR・内部統制室担当	外丸 隆	平成21年 6月29日
専務取締役	電子部品事業本部長兼品質保証室担当兼開発研究所担当	専務取締役	電子部品事業本部長兼総合企画本部副本部長兼開発研究所担当	登坂 正一	平成21年 7月21日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,655	37,105
受取手形及び売掛金	45,097	32,784
商品及び製品	10,998	10,629
仕掛品	7,808	9,474
原材料及び貯蔵品	10,343	10,180
その他	6,008	6,841
貸倒引当金	287	191
流動資産合計	119,623	106,825
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	62,796	63,218
機械装置及び運搬具	181,425	184,245
工具、器具及び備品	17,845	18,514
土地	7,820	7,853
建設仮勘定	4,600	6,471
減価償却累計額	176,624	173,627
有形固定資産合計	97,864	106,676
無形固定資産		
のれん	609	731
その他	549	600
無形固定資産合計	1,159	1,332
投資その他の資産		
投資有価証券	4,841	3,510
その他	6,946	7,403
貸倒引当金	304	296
投資その他の資産合計	11,482	10,616
固定資産合計	110,506	118,625
資産合計	230,130	225,451

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	18,180	7,831
短期借入金	11,023	13,868
1年内返済予定の長期借入金	2,727	6,924
未払法人税等	1,479	1,328
賞与引当金	1,300	1,021
その他	9,268	9,353
流動負債合計	43,980	40,327
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	20,000	20,000
長期借入金	24,061	20,115
退職給付引当金	1,610	1,515
役員退職慰労引当金	124	116
負ののれん	106	120
その他	4,881	3,819
固定負債合計	50,784	45,687
負債合計	94,765	86,015
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,557	23,557
資本剰余金	41,471	41,450
利益剰余金	95,824	97,840
自己株式	3,580	3,643
株主資本合計	157,272	159,204
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	389	550
繰延ヘッジ損益	43	6
為替換算調整勘定	22,851	19,762
評価・換算差額等合計	22,419	20,320
新株予約権	248	303
少数株主持分	263	247
純資産合計	135,365	139,435
負債純資産合計	230,130	225,451

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
売上高	109,462	94,996
売上原価	87,269	78,099
売上総利益	22,193	16,896
販売費及び一般管理費	¹ 18,059	¹ 15,054
営業利益	4,133	1,842
営業外収益		
受取利息	363	138
受取配当金	103	30
持分法による投資利益	51	0
為替差益	732	-
助成金収入	-	146
その他	308	121
営業外収益合計	1,559	437
営業外費用		
支払利息	270	321
為替差損	-	1,627
その他	164	208
営業外費用合計	434	2,157
経常利益	5,258	121
特別利益		
固定資産売却益	4,054	52
補助金収入	1,057	-
その他	2	-
特別利益合計	5,114	52
特別損失		
固定資産除売却損	285	184
たな卸資産評価損	1,539	-
たな卸資産廃棄損	-	623
投資有価証券評価損	1,123	-
和解金	3,489	-
その他	418	195
特別損失合計	6,856	1,003
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失 ()	3,517	829
法人税、住民税及び事業税	1,525	1,162
法人税等調整額	334	587
法人税等合計	1,860	575
少数株主利益	6	15
四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,649	1,420

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	58,180	52,408
売上原価	46,791	41,733
売上総利益	11,389	10,675
販売費及び一般管理費	¹ 9,131	¹ 7,628
営業利益	2,257	3,046
営業外収益		
受取利息	163	69
受取配当金	60	8
持分法による投資利益	50	-
為替差益	283	-
助成金収入	-	49
その他	115	60
営業外収益合計	673	187
営業外費用		
支払利息	152	161
持分法による投資損失	-	0
為替差損	-	951
その他	87	135
営業外費用合計	239	1,248
経常利益	2,691	1,986
特別利益		
固定資産売却益	4,050	28
特別利益合計	4,050	28
特別損失		
固定資産除売却損	185	138
たな卸資産廃棄損	-	623
投資有価証券評価損	1,123	-
和解金	3,489	-
その他	395	188
特別損失合計	5,194	950
税金等調整前四半期純利益	1,547	1,065
法人税、住民税及び事業税	900	522
法人税等調整額	98	522
法人税等合計	802	0
少数株主利益又は少数株主損失()	1	18
四半期純利益	745	1,047

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	3,517	829
減価償却費	13,448	11,675
のれん償却額	121	121
負ののれん償却額	-	13
貸倒引当金の増減額 (は減少)	320	114
賞与引当金の増減額 (は減少)	35	283
役員賞与引当金の増減額 (は減少)	70	-
役員退職慰労引当金の増減額 (は減少)	5	3
受取利息及び受取配当金	466	168
支払利息	270	321
持分法による投資損益 (は益)	51	0
固定資産除売却損益 (は益)	3,769	131
投資有価証券評価損益 (は益)	1,123	-
和解金	3,489	-
売上債権の増減額 (は増加)	4,426	13,936
たな卸資産の増減額 (は増加)	3,975	675
仕入債務の増減額 (は減少)	1,644	11,563
その他	140	1,209
小計	7,704	11,150
利息及び配当金の受取額	529	197
利息の支払額	269	313
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	2,687	312
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,276	10,722
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (は増加)	1,484	2,606
固定資産の取得による支出	17,649	4,657
固定資産の売却による収入	3,509	176
投資有価証券の取得による支出	684	340
その他	23	67
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,286	2,146
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (は減少)	8,000	2,700
長期借入れによる収入	10,000	6,000
長期借入金の返済による支出	40	6,251
転換社債の償還による支出	6,703	-
自己株式の取得による支出	2,028	6
配当金の支払額	595	585
セール・アンド・リースバックによる収入	-	1,655
リース債務の返済による支出	-	164
その他	9	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,642	2,052
現金及び現金同等物に係る換算差額	76	1,431
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	2,443	5,091
現金及び現金同等物の期首残高	35,401	33,110
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 32,957	¹ 38,202

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	前第2四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「たな卸資産廃棄損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため当第2四半期連結累計期間では区分掲記しております。なお、前第2四半期連結累計期間の「その他」に含まれる「たな卸資産廃棄損」は42百万円であります。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第2四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務の返済による支出」は重要性が増加したため、当第2四半期連結累計期間より区分掲記しております。

当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
(四半期連結損益計算書関係)	前第2四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「たな卸資産廃棄損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため当第2四半期連結会計期間では区分掲記しております。なお、前第2四半期連結会計期間の「その他」に含まれる「たな卸資産廃棄損」は38百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)
1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 10百万円	1 保証債務 連結会社以外の会社等の金融機関からの借入金について保証を行っております。 高崎市倉賀野団地鍍金協同組合 12百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 3,423百万円 研究開発費 4,395 従業員給料手当 3,832 賞与引当金繰入額 772 減価償却費 250	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 3,033百万円 研究開発費 3,409 従業員給料手当 3,483 賞与引当金繰入額 265 減価償却費 284

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 1,812百万円 研究開発費 2,211 従業員給料手当 1,752 賞与引当金繰入額 528 減価償却費 115	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 運賃及び手数料 1,597百万円 研究開発費 1,710 従業員給料手当 1,682 賞与引当金繰入額 184 減価償却費 121

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 36,765百万円	現金及び預金勘定 39,655百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期 3,807	預入期間が 3 ヶ月を超える定期 1,452
預金	預金
現金及び現金同等物 32,957	現金及び現金同等物 38,202

(株主資本等関係)

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9 月30日) 及び当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 120,481,395株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,861,486株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高

親会社 248百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	587	5	平成21年 3 月31日	平成21年 6 月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月 6 日 取締役会	普通株式	588	5	平成21年 9 月30日	平成21年12月 3 日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)並びに前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

電子部品事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメントの売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	18,616	32,837	6,725	58,180	-	58,180
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	41,809	23,342	422	65,574	(65,574)	-
計	60,426	56,180	7,148	123,754	(65,574)	58,180
営業利益又は営業損失 ()	3	1,112	114	1,223	1,034	2,257

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	15,219	31,883	5,305	52,408	-	52,408
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	36,170	18,840	250	55,262	(55,262)	-
計	51,390	50,724	5,556	107,671	(55,262)	52,408
営業利益	1,495	1,735	341	3,572	(525)	3,046

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	36,076	59,317	14,069	109,462	-	109,462
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	80,973	43,206	842	125,022	(125,022)	-
計	117,050	102,523	14,912	234,485	(125,022)	109,462
営業利益	1,728	1,866	249	3,844	289	4,133

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)					
	日本 (百万円)	アジア (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	28,979	56,122	9,894	94,996	-	94,996
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	66,488	37,056	604	104,148	(104,148)	-
計	95,467	93,178	10,498	199,145	(104,148)	94,996
営業利益又は営業損失 ()	2,414	4,385	527	2,498	(656)	1,842

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) その他の地域.....アメリカ、ドイツ

3 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更)

第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、日本で1,370百万円、アジアで526百万円及びその他の地域で12百万円それぞれ減少しております。

(副産物販売益)

従来、副産物の販売収入については営業外収益の副産物販売益として計上しておりましたが、その取引の性質を見直した結果、営業成績をより適切に表示するため、第1四半期連結会計期間より売上高に含めて計上する方法に変更しました。これにより、当第2四半期連結累計期間の売上高及び営業利益が、日本で1百万円、アジアで209百万円増加しております。

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、有形固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しております。これにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益が、日本で397百万円減少しております。

当第2四半期連結累計期間

該当事項はありません。

【海外売上高】

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	35,717	3,549	3,290	167	42,724
連結売上高(百万円)					58,180
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	61.4	6.1	5.6	0.3	73.4

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	34,355	2,815	2,134	160	39,466
連結売上高(百万円)					52,408
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	65.5	5.4	4.1	0.3	75.3

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	64,202	7,601	5,976	317	78,098
連結売上高(百万円)					109,462
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	58.6	6.9	5.5	0.3	71.3

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)				
	アジア	北米	ヨーロッパ	その他の地域	計
海外売上高(百万円)	60,273	5,179	4,075	282	69,811
連結売上高(百万円)					94,996
連結売上高に占める海外 売上高の割合(%)	63.4	5.5	4.3	0.3	73.5

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア.....台湾、香港、韓国、中国、マレーシア、シンガポール

(2) 北米.....アメリカ、カナダ、メキシコ

(3) ヨーロッパ.....ドイツ、イギリス、フィンランド、スウェーデン、フランス、イタリア

(4) その他の地域.....南米、中東

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

4 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(副産物販売益)

従来、副産物の販売収入については営業外収益の副産物販売益として計上しておりましたが、その取引の性質を見直した結果、営業成績をより適切に表示するため、第1四半期連結会計期間より売上高に含めて計上する方法に変更しました。これにより、当第2四半期連結累計期間の海外売上高がアジアで209百万円増加しております。

当第2四半期連結累計期間

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

記載すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 2 四半期連結会計期間末 (平成21年 9 月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 1,146.52円	1 株当たり純資産額 1,181.28円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額等

前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額 13.95円 潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 12.94円	1 株当たり四半期純損失金額 () 12.08円 なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額について、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益金額、1 株当たり四半期純損失金額 () 及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期 純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,649百万円	1,420百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()	1,649	1,420
普通株式の期中平均株式数	118,265千株	117,599千株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	22百万円	-
(うち社債利息(税額相当額控除後))	(22)	-
普通株式増加数	10,976千株	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)		当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	6.34円	1 株当たり四半期純利益金額	8.90円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	5.89円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	8.51円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 2 四半期連結会計期間 (自 平成20年 7 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成21年 7 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	745百万円	1,047百万円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る四半期純利益	745	1,047
普通株式の期中平均株式数	117,604千株	117,621千株
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	11百万円	-
(うち社債利息(税額相当額控除後))	(11)	-
普通株式増加数	10,976千株	5,488千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年11月 6 日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(1) 中間配当による配当金の総額.....588百万円

(2) 1 株当たりの金額..... 5 円00銭

(3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月 3 日

(注) 平成21年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月14日

太陽誘電株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太陽誘電株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載されているとおり、会社は第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月13日

太陽誘電株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 守 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北川 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 幸夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太陽誘電株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、太陽誘電株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。